

(別紙様式1)

平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 三重県
農業委員会名： 鈴鹿市農業委員会

I 農業委員会の状況(平成29年3月31日現在)

1 農家・農地等の概要

農家数(戸)		農業者数(人)		経営数(経営)	
総農家数	3788	農業就業者数	3196	認定農業者	212
自給的農家数	1465	女性	1453	基本構想水準到達者	66
販売農家数	2323	40代以下	339	認定新規就農者	8
主業農家数	349	※ 農林業センサスに基づいて記入。		農業参入法人	0
準主業農家数	484			集落営農経営	12
副業的農家数	1490			特定農業団体	0
				集落営農組織	12

※ 農林業センサスに基づいて記入。

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	普通畑	樹園地	牧草畑	計
耕地面積	3820	2130				5950
経営耕地面積	3117	1359	808	551		4476
遊休農地面積	102	65				192
農地台帳面積	4063	2639				6702

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 2 9 年 7 月 1 9 日

	選挙委員		選任委員					合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	計	
農業委員数	23	23	1		1	3	5	28
認定農業者	—	6				2		8
女性	—					2		2
40代以下	—							

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 年 月 日

	農業委員		定数	実数	地区数
	定数	実数			
農業委員数					
認定農業者	—				
認定農業者に準ずる者	—				
女性	—				
40代以下	—				
中立委員	—				

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成29年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	5950ha	1273ha	21.4%
課 題	農地台帳申告書の実施により、潜在的な私的貸借が多数確認されており、農業経営基盤強化促進法、農地法等法制度の周知徹底が必要である。 また、担い手の高齢化に伴う後継者育成や面的集約による効率化向上も課題である。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成29年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 1318ha (うち新規集積面積 45ha)
	目標設定の考え方: 鈴鹿市総合計画における指標数値
活動計画	年間を通し、窓口や広報、各地区において法制度の周知徹底を図り、地区農業委員との連携のもと、農地の貸借、所有権移転の希望者に対し、農業経営基盤強化促進法、農地法による貸借を促進する。

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	28年度新規参入者数	27年度新規参入者数	26年度新規参入者数
	1経営体	3経営体	1経営体
課 題	栽培技術や安定経営、また、新規に農地を借入または取得していくことに対する不安が大きく、新規参入への弊害となっている。 栽培技術や経営ノウハウを高めるとともに、農地の確保、運転資金に対する不安の軽減を図るべく、新規就農者への相談体制を充実させる必要がある。		

※ 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

2 平成29年度の目標及び活動計画

目 標	5経営体
活動計画	毎月開催の認定農業者審査会の機会を利用し、JA、県、市など関係機関が連携し、情報や課題を共有することで相談体制を充実させる。

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (平成29年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	5950ha	192ha	3.20%
課 題	農業者の高齢化や獣害の頻発、投資に見合う収益が得られないことや耕作条件などから、遊休農地は依然増加傾向にある。農地中間管理機構の活用や優良農地をいかに円滑に担い手へつなげていくかが課題である。また、地域ごとの発生原因の特徴を把握し、見合った対応策を講じることも必要である。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成29年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 12.5ha		
	目標設定の考え方: 鈴鹿市総合計画における指標数値		
活 動 計 画	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	212人	7月～8月	9月～10月
	調査方法	前年度の調査図面を基に、市内23地区の地区委員が現地調査を行い、その結果を農地情報システムに反映させる。	
	農地の利用状況調査		
農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	11月～12月	1月	
その他	地区農業委員会との連携により、地権者、耕作者に対する指導を図っていく。		

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成29年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	5950ha	4.6ha
課 題	監視体制の強化に併せ、農地法に対する認知度が低く、法令違反であるという認識が乏しい事例が多いことから、啓発・広報活動の重点化が課題である。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成29年度の活動計画

活動計画	関係部署との連携による監視体制の強化、違反者への継続的な指導の実施と農業委員会だよりや市広報を通じての啓発・広報活動を行う。
------	--

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入